

出産・子育て応援事業(ゆいかご・とうきょう事業)

核家族化や地域のつながりの希薄化等による育児の孤立化

子育て世帯の不安感や負担感の軽減が必要

概要

【目的】 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦等の心身の健康の保持・増進を図る。

【実施期間】 平成27年度～31年度（5年間）

【実施主体】 区市町村（母子保健強化事業または包括的支援事業を実施） ※H27補助実績：13区市町村

事業内容

母子保健強化事業

- 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。
- 育児パッケージ（子育て用品等）を配布する。
- 支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。

補助内容			
項目	基準額	対象経費	補助率
育児パッケージ	1件あたり 10,000円	育児パッケージにかかる経費	10/10

包括的支援事業

- 【基本事業】
- 妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。
 - 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する。
 - 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
 - 妊産婦等に育児パッケージを配布する。
 - 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者、家族からの援助が得られないなどのリスク要因が認められる者等に対して支援プランを作成する。
 - 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、就学前まで支援する。
 - 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

- 【任意事業】
- 産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援）
 - 産後ケア事業（母体ケアや育児指導等）
 - 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（上記の実施場所の修繕）

補助内容			
項目	基準額	対象経費	補助率
1 基本事業	育児パッケージ配布経費 1件あたり10,000円	事業の実施に必要な経費	10/10
	利用者支援事業（母子保健型） (1)実施体制の整備 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり 2,854,000円 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 1,348,000円 ※平成27年度事業において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している区市町村の場合は以下の基準額を適用することができる 保健師等専門職員を2名配置する場合 1区市町村当たり 4,996,000円 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1区市町村当たり 7,127,000円 (2)開設準備経費（改修費等） 1か所当たり 1,333,000円		
	実施体制の整備 算定単位数に6,300,000円を乗じて得た額 算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から3を控除した数とする。 算定単位数は、事業実施拠点の数に2を乗じて得た数を上限とする。 事業実施拠点の数は7を上限とする。		
2 産前・産後サポート事業	5,608,000円（期間が1年未満の場合は×実施月数/12）	事業の実施に必要な経費	
3 産後ケア事業	12,281,000円（期間が1年未満の場合は×実施月数/12）		
4 妊娠・出産包括支援緊急整備事業	産前・産後サポート事業分1,620,000円 産後ケア事業分3,780,000円		